

大口町告示第122号

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町短期介護事業実施要綱（平成12年大口町告示第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「利用の決定、内容及び費用負担額の決定」を「利用及び内容の決定」に改める。

第6条第2項中「、利用期間及び利用料」を「及び利用期間」に改める。

様式第1中「私の属する世帯の町民税の課税状況を閲覧することに同意しますので、」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。